

質疑応答

参加者 質問・意見	帯広市（北海道）回答
特別徴収事務について	
宿泊税の調査において帳簿だけではなく、宿泊者名簿も5年間の保管義務が生じるのか。	調査については年1回程度、事務における不明な点の聴取など、申告手続きに齟齬がないように行いたいと考えている。 また、帯広市宿泊税条例に5年間の保存義務について規定されているため、保存をお願いしたい。
年に一度以上の訪問・調査を行うこと、宿泊者名簿も含めて5年間保存する旨の文書をいただきたい。	今後、特別徴収義務者の方に義務者申告書の提出の依頼など、文書を送付する予定であるため、その中に調査等必要な事項を記載する考え。
宿泊税の申告にあたって、北海道と市の宿泊税について明細を分ける必要はあるか？ また、市が推奨する書式やソフトなどの提案はあるか？	帯広市宿泊税と北海道宿泊税の明細を分けての記載は不要。帯広市が北海道宿泊税も合わせて賦課徴収するため、領収書等には北海道宿泊税も含めた金額の記載をお願いしたい。 また、ソフトウェアについては、帯広市として推奨するものはないため、各事業者において、検討、準備を進めていただきたい。
宿泊税を徴収した際のカウント方法について、下宿タイプの場合は月末にまとめて徴収しているが、徴収した日を基準としてカウントすべきか、宿泊行為のあった日ごとにカウントすべきか。	申告の際は、宿泊税納入申告書と月計表が必要となるが、宿泊税納入申告書は月でまとめた金額となり、その内訳として宿泊行為があった日付ごとに集計した月計表の提出をお願いしたい。 なお、北海道も同様の様式となっている。
もし宿泊税を宿泊者が支払わなかった場合、特別徴収義務者が納入することとなっていたが、そうした事例が多くなると負担が大きい。納税拒否された場合の宿泊者に対する対応は特別徴収義務者が行わなくてはならないのか。	北海道や帯広市を含めた地方団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除く外、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならないという義務規定となっており、特別徴収義務者のサポートにとどまってしまう、宿泊行為や宿泊税の課税行為があった段階で、特別徴収義務者から納税拒否された人に対して納税を促すなどの対応を行う必要があります。 詳細については、宿泊税Q & Aの13ページ、問14に宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について記載しているので確認いただきたい。

宿泊税特別徴収手引き 8 ページ目の課税免除の対象となる条件について、修学旅行や学習指導要領における学校行事であると認められるものとはどのように判断したらいいか。 修学旅行等であることの証明書においても、その他学校行事の部分に学校がチェックしていれば学習指導要領の行事とみなして免除という形で処理してよいか。	学習指導要領に基づいて想定されるものとしては、例えば三学年、四学年で行う宿泊学習など、学校全体もしくは学年全体で行う行事と考えている。 まずは修学旅行が中心になると思うが、その他にも宿泊を伴う学習があれば、学校もしくはその他施設と協議いただきたい。その中で疑問等あれば、市民税課に問い合わせいただきたい。
宿泊税システム整備費補助金について	
システム整備費補助金は対象経費の 2 分の 1 となっているが、対象経費に消費税は含まないとの説明があった。その場合、申請書類は消費税を抜いた額で提出するということか。	お見込みのとおり。
補助を受けた場合、補助金額を雑所得として単年度計上する必要があるが、取得したパソコンなどは減価償却期間が複数年度に渡っているため、補助金が利益換算されて逆に課税されてしまうという問題がある。こうした問題への対処について考えはあるか。	減価償却の考え方については、法人税や個人住民税も含めて、国税と同様に課税客体に課税するものであり、帯広市独自の考え方は持っていない。もし国がそうした課題に対応する考えがあれば帯広市も同様に対応する考え。
北海道宿泊税特別徴収義務者交付金について	
特別徴収義務者交付金について、北海道分の宿泊税に対して 3.5% の計算になると思うが、先ほどの質問で北海道分と帯広市分を含めて管理しているかとの質問に対して併せて管理していいとの回答があった。併せて管理すると北海道分の交付金の算定に影響が出るのではないかと考えるが、交付金請求の際の様式はあるのか。	帯広市から入ってきた宿泊税を北海道が算定するため、特別徴収義務者からの請求は不要となる。